

令和元年度千葉県障害者スポーツ大会

〈サッカー競技の部実施要項〉

- 1 目的 試合を通じてチーム・選手相互の交流を深め、当該競技のさらなる普及と振興を図ることを目的とする。
- 2 主催 千葉県
一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会
千葉県知的障害者福祉協会
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会
千葉県手をつなぐ育成会
特定非営利活動法人千葉県精神保健福祉協議会
- 3 後援 (予定) 千葉県教育委員会
千葉県特別支援学校体育連盟
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
株式会社日立柏レイソル
ジェフユナイテッド市原・千葉
有限会社クーバー・コーチング千葉
なのはな知的障害児者生活サポート協会
- 4 協賛 大塚製薬株式会社
株式会社ジェイアイシー
ギャレックスチバ株式会社
株式会社 モルテン
千葉敬愛高等学校サッカー部
東海大学付属市原望洋高等学校
- 5 主管 千葉県知的障がい者サッカー連盟
公益社団法人千葉県サッカー協会
- 6 ユースリーダー
- 7 期 日 令和元年12月1日(日)
- 8 会 場 市原スポレクパーク(市原市菊間775番地)
- 9 参加資格 出場選手は次の全ての条件を満たす者とする。
①令和元年4月1日現在、13歳以上の知的障害者。
②千葉県内に居住する者(千葉市内の居住も可)
③厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいはその取得の対象に準ずる障害のある者。
参加申込期限までに参加申込の提出のあったチーム。
- 10 参加申込 参加申込書(別紙)に必要事項を記入して、令和元年10月18日(金)必着Eメールにて申し込むものとする。
- 11 競技種目 団体 11人制の試合
- 12 競技方法 組合せは主催者において決定する。詳細は競技注意事項のとおり。参加チーム

数やチームの競技レベルに応じてクラス分けを実施する場合がある。選手数によっては、混合チームで参加する場合がある。参加チーム数が多い場合は、試合数を少なくする場合がある。

- 1.3 競技規則 令和元年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、競技注意事項に定めるところによる。
- 1.4 実施態度 主催者が関係団体と協議のうえ決定する。
- 1.5 参加費用 無料。ただし、会場までの交通費、昼食代は各参加団体で負担するものとする。
- 1.6 個人情報の取り扱い
- (1) 写真や記録を下記のとおり公表することがあるので、これらを了承の上申し込むこと。
 - ①大会当日、報道機関が撮影し、報道する。
 - ②大会当日の写真を主催者が行う障がい者スポーツ普及・発展のための広報に使用する。
 - ③主催・後援団体等のホームページで公式記録を公表する。
 - (2) 申し込み時に提出された個人情報については、下記目的以外に使用しないこととする。
 - ①大会運営、事務連絡
 - ②今後のサッカー大会等の案内など
 - ③前各号所定の事項に付随関連する事項の場合
- 1.7 その他
- (1) 選手の健康・安全管理については、各参加団体において十分配慮するものとし、主催者側においては傷害保険の加入と応急の処置を行なう以外については一切責任を負わないものとする。
 - (2) 本大会は令和2年度全国障害者スポーツ大会（茨城県）を含む、大会等の千葉県代表選手選考も兼ねる。

サッカー競技注意事項

1 競技規則

令和元年度全国障害者スポーツ大会競技規則、(公財)日本サッカー協会競技規則及び実行委員会申し合わせ事項による。

2 招集

- (1) 招集は各ピッチとする。
- (2) 試合毎に選手メンバー票(18名の選手、監督及びコーチ)を各試合担当主審に提出する。(メンバー票、交代用紙は本部で用意する。)
- (3) 招集時刻は、原則として試合開始7分前とするので、各ピッチへ集合すること。
- (4) メンバー票の未提出、招集完了時刻に遅れたチームは棄権したものとみなし、出場できない。

3 チーム

- (1) チームの構成は、監督1名・コーチ2名・選手18名以内とする。
- (2) メンバー票に記載した交代要員の中から7名以下の選手が交代できる。なお、この大会は自由な交代とし、交代して退いた競技者が交代要員となって再び出場できる。
- (3) 男女混合でチームを構成することができる。
- (4) 1チーム(1校)では選手数が少なく参加が難しい場合は、混合チームで参加することができる。

4 競技の服装

- (1) 運動しやすい服装とし、背番号(1番～18番)を付けること。(チームユニフォームがある団体は持参のこと)
- (2) すねあてを着用していない選手は出場できない。
- (3) 眼鏡着用での出場は、できないものとする。(ただし、スポーツメガネを除く)
- (4) 補聴器を装着しての出場はできないものとする。
- (5) スパイクは可能な限り使用することが望ましい。

5 競技方法

- (1) 参加チーム数によりトーナメント方式またはリーグ戦方式で行う。トーナメント方式及びリーグ戦方式において同点の場合は、ペナルティーキックにより勝敗を決定する。なお、競技レベルに格差があると判断される場合にはクラス分けを行う場合がある。
- (2) 参加チーム数が多い場合は、試合数を少なくする場合がある。
- (3) 競技時間は、ハーフタイム5分をはさんで、前後半各20分とする。ただし、ピッチコンディション等の事由により競技時間を短縮する場合もある。
- (4) 試合球は、(公財)日本サッカー協会検定5号球とする。
- (5) テクニカルエリアを設ける。その都度ただ一人の役員がテクニカルエリアから戦術的指示を与えることができる。全てのチーム役員は、その中にとどまる。また、責任ある態度で行動すること。
- (6) 競技用具は原則として主催者で用意する。ただし、練習用のボールについては各チームで用意すること。

6 表彰

- (1) 1位～3位までのチームには、当該成績の賞状を授与する。
- (2) 表彰は、全試合終了後に競技場で行なう。